

公示

次のとおり、栄養ケア活動支援整備事業の公募について公示します。

令和2年2月6日

1. 公募実施対象事業

別添「栄養ケア活動支援整備事業公募要綱」（以下「公募要綱」という。）の「3 補助対象事業」に定める事業

2. 応募団体の要件

(1) 実施主体

事業の区分に応じ、次の全ての要件を満たす団体であること。

なお、栄養ケア活動支援整備事業に連続して3年採択された団体は、応募できない（新たな取組内容の場合には、応募することが可能。）。

また、1団体1事業のみの応募とする。

① 全国事業

- ・栄養ケア活動に関する実績が5年以上あること。
- ・公益法人等の法人格を有すること（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）。
- ・事業結果について検証・評価を行うことができる団体であること。
- ・医療関係団体等で構成する連絡協議会を設置していること（設置予定を含む。）（公募要綱の「3（2）①ウ」の場合は除く。）。

② 地域事業

- ・栄養ケア活動に関する実績が3年以上あること。
- ・公益法人等の法人格を有すること（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）。
- ・事業結果について検証・評価を行うことができる団体であること。
- ・医療関係団体等で構成する連絡協議会を設置していること（設置予定を含む。）（公募要綱の「3（2）①ウ」の場合は除く。）。
- ・職業紹介事業の許可を受けていること（許可予定を含む。）（公募要綱の「3（2）①ウ」の場合は除く。）。

3. 補助金交付団体の選定

採択に当たっては、公募要綱「7. 採択方法」により、厚生労働省に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択団体を決定する。

4. 公募期間及び事業実施計画書の提出に関する事項

(1) 公募期間及び提出期限

令和2年2月6日（木）から同年3月13日（金）までとする。

(2) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係

(3) 提出部数

10部（書類は1部ずつセット）を提出すること。

5. その他

本公示に記載なき事項は、公募要綱に定めるものとする。

6. 本事業に係る照会先

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係
TEL：03-5253-1111（内2972・2973）
FAX：03-3502-3099